

船舶事故調査報告書

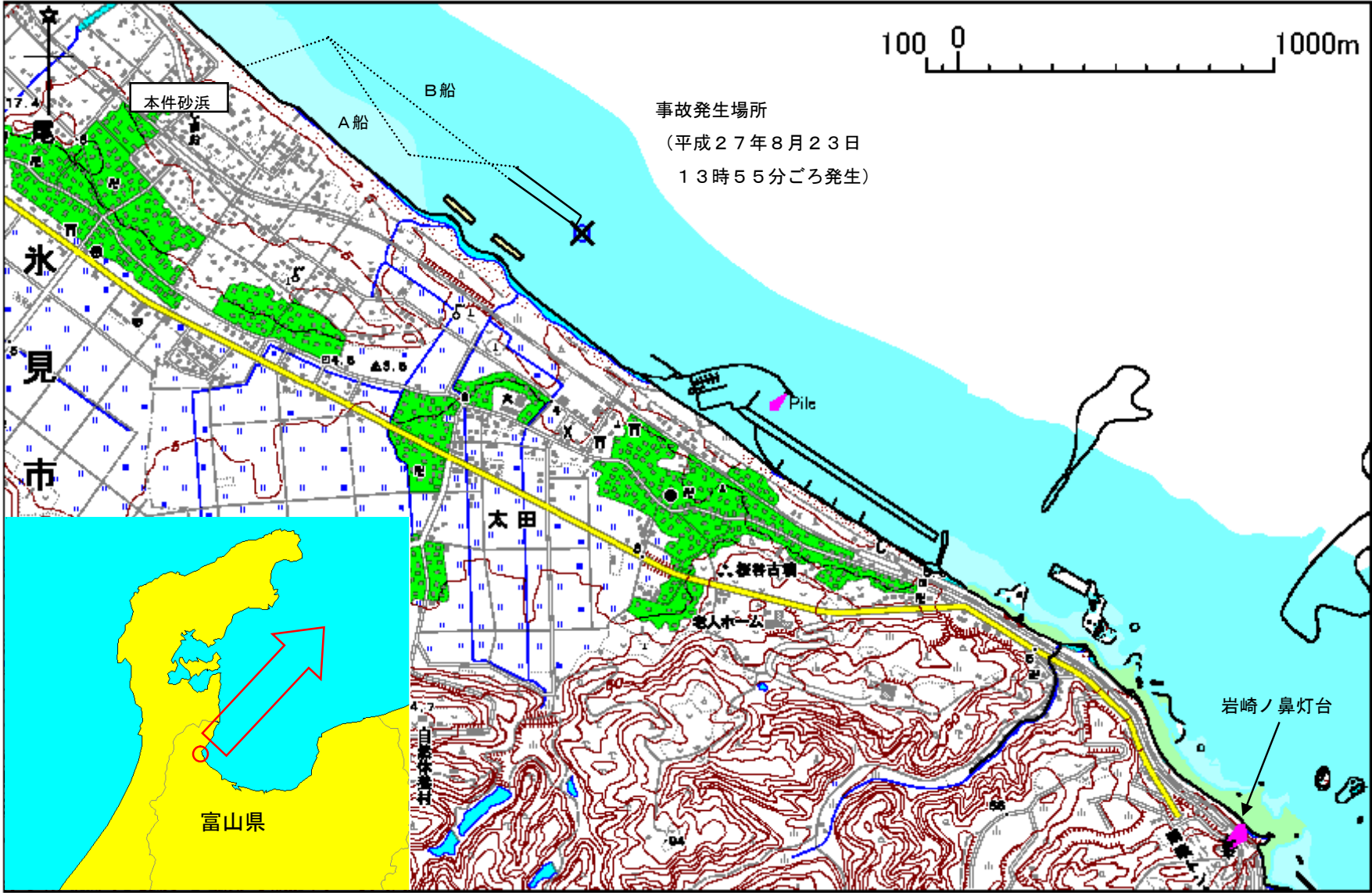
平成28年4月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成27年8月23日 13時55分ごろ |
| 発生場所 | 富山県氷見市島尾海岸南東方沖 岩崎ノ鼻灯台から真方位314° 2,800m付近 （概位 北緯36° 49.6′ 東経137° 01.6′） |
| 事故の概要 | 水上オートバイ ^{だいち} 大地丸は、南東進中、また、水上オートバイ ^{とよ} 豊丸は、南東進中、両船が衝突した。 大地丸は、船長が負傷し、右舷中央部に破口を生じ、また、豊丸は、船長が負傷し、船首部に亀裂等を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 平成27年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 水上オートバイ 大地丸、0.1トン 244-21414富山、個人所有 2.71m (Lr) × 1.07m × 0.43m、FRP ガソリン機関、75.0kW、平成17年5月 B 水上オートバイ 豊丸、0.1トン 244-21880富山、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、88.3kW、平成18年10月 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 26歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年6月20日 免許証交付日 平成25年7月9日 （平成30年7月8日まで有効） B 船長B 男性 27歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年5月29日 免許証交付日 平成24年5月29日 （平成29年5月28日まで有効） |
| 死傷者等 | A 重傷 1人（船長A） B 重傷 1人（船長B） |

| | |
|---------------|--|
| <p>損傷</p> | <p>A 右舷中央部に破口 B 船首部に亀裂等</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏</p> |
| <p>事故の経過</p> | <p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、平成27年8月23日13時50分ごろ、B船と共に島尾海岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発した。</p> <p>船長Aは、本件砂浜沖で左舷方のB船に右転して水を掛けた後、南南東進した。</p> <p>船長Aは、蛇行しながら遊走した後、約70km/hの速力で南東進中、仲間を待とうと思ひ、スロットルレバーを少し戻して操縦ハンドルを右に切り、船首を南西方に向けたところ、B船がA船の至近に接近していることに気付いたものの、どうすることもできず、13時55分ごろ、島尾海岸南東方沖において、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突の衝撃で海上に投げ出された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者B」という。）を後部座席に乗せ、A船と共に本件砂浜を出発した。</p> <p>船長Bは、本件砂浜沖に出た後、右舷方にいたA船が右転してB船に水を掛け、右舷船首方に向けて遊走するのを見た。</p> <p>船長Bは、約30km/hの速力で南東進中、左舷方を遊走している知人の水上オートバイがえい航している浮体の方を見ながら手を振ったりした後、船首方に目を向けた際、至近にA船を認めたものの、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で海上に投げ出され、同乗者Bは、衝突直前に海中に飛び込んだ。</p> <p>船長Aは、動くことができなかったので、知人の水上オートバイがえい航していた浮体に乗せられ、本件砂浜まで運ばれた。</p> <p>船長Bは、B船を操縦して本件砂浜に戻り、海の家に救急車の要請を依頼した。</p> <p>船長Aは、救急車で病院に搬送され、骨盤骨折と診断されて26日間入院し、船長Bは、事故当日、病院で受診し、右膝蓋骨骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長Aは、B船に水を掛けた後、陸地に向けて南南東進中、B船がA船の左舷方にいるものと思っていた。</p> <p>船長Bは、A船がB船に水を掛けて、右舷船首方に向けて遊走していたので、左舷方には、知人の水上オートバイしかいないと思っていた。</p> <p>船長A、船長B及び同乗者Bは、いずれも救命胴衣を着用してお</p> |

| | |
|---|---|
| | り、アルコール類を摂取していなかった。 |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 | A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A 船は、島尾海岸南東方沖を南東進中、船長Aが、減速しながら右転する際、右舷方及び後方の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷後方から接近していたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、B船に水を掛けた後、陸地に向けて南南東進中、B船がA船の左舷方にいると思ったものと考えられる。 B船は、島尾海岸南東方沖を南東進中、船長Bが、左舷方の知人の水上オートバイがえい航している浮体を見ていて、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、A船が右舷船首方に向けて遊走したことから、左舷方には、知人の水上オートバイしかいないと思ったものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、島尾海岸南東方沖において、A船及びB船が共に南東進中、船長Aが、減速しながら右転する際、右舷方及び後方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、左舷方の知人の水上オートバイがえい航している浮体を見ていて、前路の見張りを適切に行っていなかったため、A船とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時、適切な見張りを行うこと。 |

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院 2万5千分の1地形図使用